

VAMOS 福島スポーツクラブ規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 このクラブは、「VAMOS 福島スポーツクラブ」(以下クラブという)と称する。

(所在地)

第2条 このクラブは、主たる事務所を福島県白河市五番町川原95-1酒巻コーポC-5号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 このクラブは、福島県全体特に福島県県南地方の市・町・村民に対して、スポーツの普及に関する事業を行い、スポーツの振興及び子供たちの健全育成に寄与することを目的とする。また、年齢・性別を問わず様々な世代の方々を対象に様々な教室などを開校し自己を確立し潤い豊かに生きるための環境・場の提供を行うことも目的とする。

(事 業)

第4条 このクラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 健康増進及びスポーツ振興を目的とするイベントの開催

①キッズダンス教室の管轄 ②エアロビクス&ヨガ教室の管轄 ③栄養学講習会の開催

※現在①②は活動休止中

(2) 健康増進及びスポーツ振興を目的とする教室・講演会の開催

(3) サッカーの普及に関する事業

①V a m o s 福島ホワイトリバーフットボールクラブスポーツ少年団の運営管轄

②V a m o s 福島ストリートサッカークラブの運営管轄

(4) 復興支援活動事業『21世紀を担う福島の子供たちの心と体の復興支援活動』
(市内村内及び福島県内の幼稚園、保育園への指導者派遣)

(5) 白河市主催エンジョイ！フットサル教室への指導者派遣

(6) サッカー以外のスポーツの普及に関する事業

(7) キャンプ、スキー等のイベント開催事業

(8) その他クラブの目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(クラブの構成)

第5条 このクラブは次の者をもって構成する。

(1) 正会員 このクラブの目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 このクラブの目的に賛同しこのクラブの事業を支援する個人及び団体

(3) スクール会員

サッカーチーム (V a m o s 福島ホワイトリバーフットボールクラブスポーツ少年団)

及びストリートサッカークラブ (V a m o s 福島ストリートサッカークラブ) に入会した個人

(4) 教室会員 キッズダンス・エアロビクス・ヨガ教室に入会した個人 ※現在休止

(入会資格)

第6条 クラブへ入会を希望する者は、次の条件を備えていなければならない。

(1) クラブの目的に賛同し、クラブの運営に積極的に参加する者

(2) クラブの定める諸規定を遵守する者

(3) スポーツ傷害保険に加入する者

(除名)

第7条 クラブは、前条第2項を遵守できない会員又このクラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした会員については、役員会の決議により、除名することができる。

(入会及び退会手続き)

第8条 クラブに入会を希望する者は、別に定める所定の手続きにより申し込むものとする。また、入会后、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合やクラブを退会する場合には、速やかに届けなければならない。

(会費の納入)

第9条 会費は、次の区分により納入するものとする。

- (1) 正会員 (年会費) 5000円
 - (2) 賛助会員 (個人年会費) 一口 3000円
(団体・企業他年会費)
 - ①ゴールド会員 一口 50000円
 - ②シルバー会員 一口 30000円
 - ③ブロンズ会員 一口 10000円
 - (3) スクール会員 ①サッカーチーム 別紙記載
②ストリートサッカークラブ 別紙参照
 - (4) 教室会員 ①キッズダンスー1期(10回) 7000円 他に入会金
②エアロビクス&ヨガー1期(10回) 7000円他に入会金
- ※上記①②の教室は現在休止中
- (5) 参加費 各イベント毎に提示する金額

(会費の返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員構成)

第11条 このクラブに次の役員を置く。

- 第1項 (1) 会長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 理事 7人
(4) 監事 1人 (5) 事務局 1人

第2項 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

平成29年度の役員は以下の通り

会長：遠藤 淳	副会長(会計兼務)：竹内道夫
理事：本間清己・津川健太郎・菊地邦彦・遠藤 優・遠藤 走・遠藤 海・遠藤 純	
監事：遠藤陽子	
事務局(クラブマネージャー)：遠藤 淳	

(役員選任及び任期)

第12条 クラブの役員は、総会において会員の中から選出する。

ただし、創立時は、クラブ設立準備委員会の中で決定する。

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠のため。また、増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員任務)

第13条

第1項 会長はこのクラブを代表し、その業務を総括する。

第2項 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。又、会計を兼務する。

第3項 理事は役員会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、このクラブの職務を執行する。

第4項 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) このクラブの財産の管理及び状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、このクラブの業務又は財産に関し不正な行為又は定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこのクラブの財産の状況について、理事に意見し若しくは役員会の招集を請求すること。

第5項 事務局（クラブマネージャー）は、クラブのマネジメント、年間行事の計画・調整・実施、経理事務処理等を行う。

（顧問）

第14条 クラブには、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、事業推進のため、会長の諮問に応じ、必要な労力（有償）を捧げる。

第5章 組織

（会議）

第15条 クラブに次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

（総会）

第16条 総会は表決権を有する会員（役員及び正会員）をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。この場合において前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算に関すること。
 - (3) 役員を選任及び解任に関すること。
 - (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (5) その他、クラブ運営に関すること。

（表決権）

第17条 総会における議決の行使ができるものは、当該会計年度の期首に満20歳に達した会員とする。

（議長）

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（理事会）

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

（機能）

第20条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第21条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた時。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
- (3) 監事から招集の請求があった時。
- (4) 理事懇談会を毎月第3又は第4の土曜日に行い、翌月の計画の確認等を行う。

(議長)

第22条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第6章 会計

(会計)

第23条 クラブの会計は、以下のものをもって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 事業等による収入
- (3) 国、地方公共団体、財団他からの補助金
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第24条 クラブの会計は、事務局（クラブマネージャー）が行う。

(会計年度)

第25条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章 自己の責任

(自己の責任)

第26条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設の管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これにそむいて盗難、傷害等の自己が起きた場合は、クラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第27条 会員は、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ傷害保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第28条 この団体の公告は、この団体のホームページに掲示すると共に、新聞各紙に掲載して行う。ホームページアドレスは、<http://vamosf.org>になる。

第9章 細則

(細則)

第29条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附則

(施行期間)

1 本規約は、2008年4月1日より施行する。(2014年4月1日一部改訂)